

## 消費税率等に関する経過措置(一部抜粋)

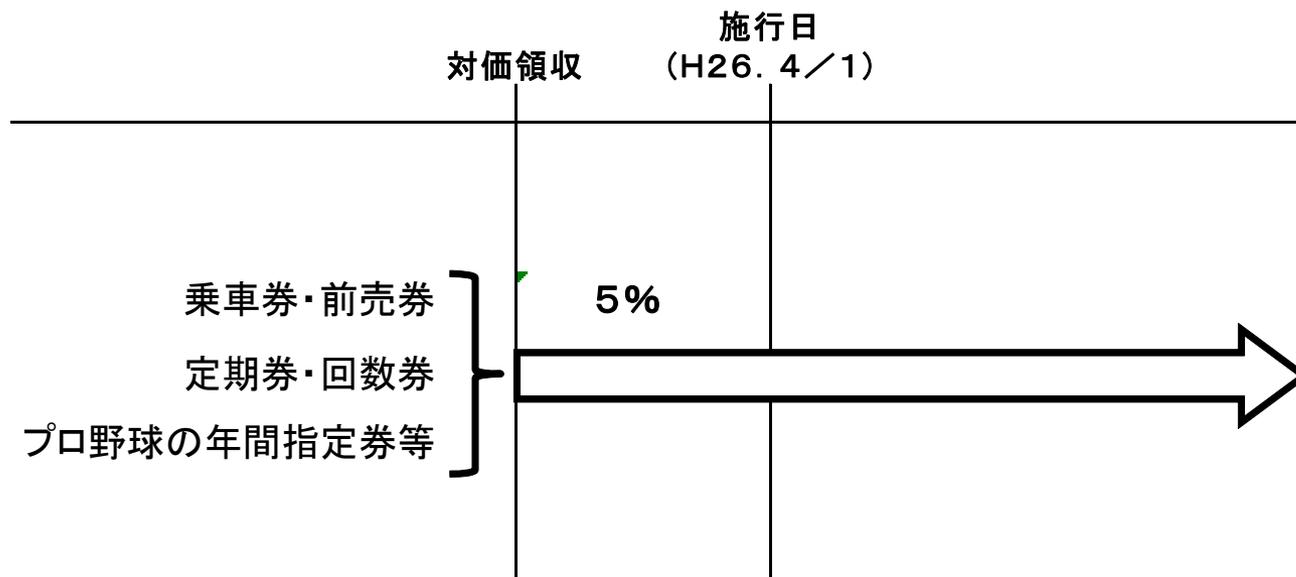
消費税率は、平成26年4月1日(以下、「施行日」)から8%に引き上げられる予定です。(平成27年10月1日からは10%に)

内訳 \ 時期	現在	H26. 4. 1以後
消費税率	4. 0%	6. 3%
地方消費税率	1. 0%	1. 7%
合計	5. 0%	8. 0%

施行日以後の取引(資産の譲渡、サービスの提供)は新税率の8%を適用しますが、例外として契約や取引の実態を考慮して、新税率ではなく旧税率の5%を適用する経過措置が設けられています。

## 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

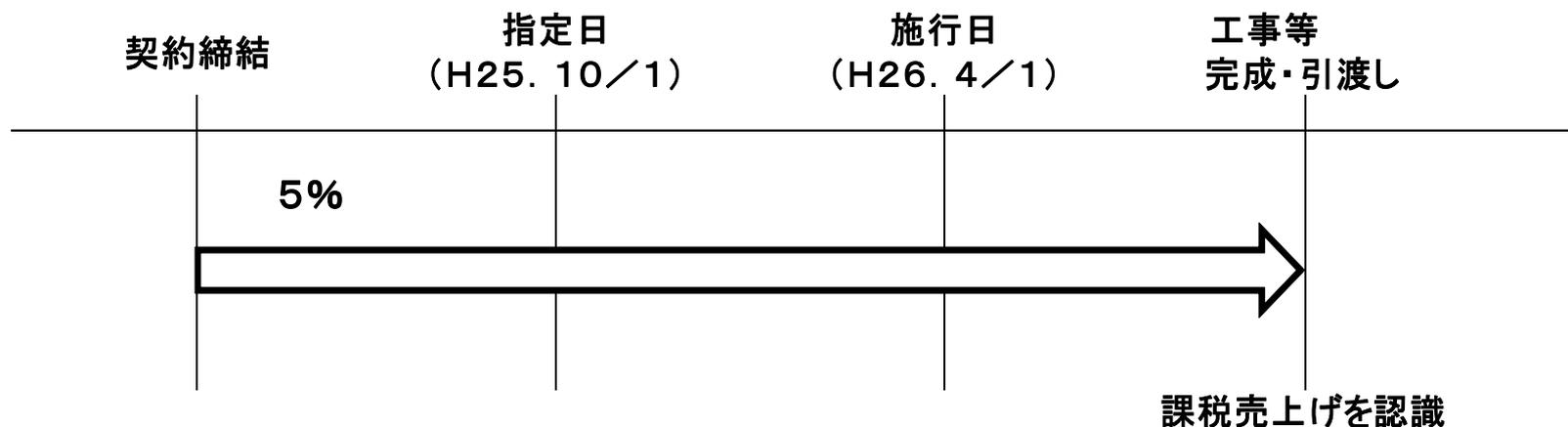
施行日以後に使用される旅客運賃や映画・演劇等の入場料金でも、施行日前に代金を領収したものは、経過措置により旧税率の5%を適用します。



ただし、ICカードに現金をチャージし、施行日以後にそのICカードにより乗車する場合は、経過措置の適用はなく、新税率の8%となります。

## 請負契約等に関する経過措置

施行日以後に引渡しを行う工事等でも、平成25年9月30日までに契約した請負契約によるものは、旧税率の5%を適用します。

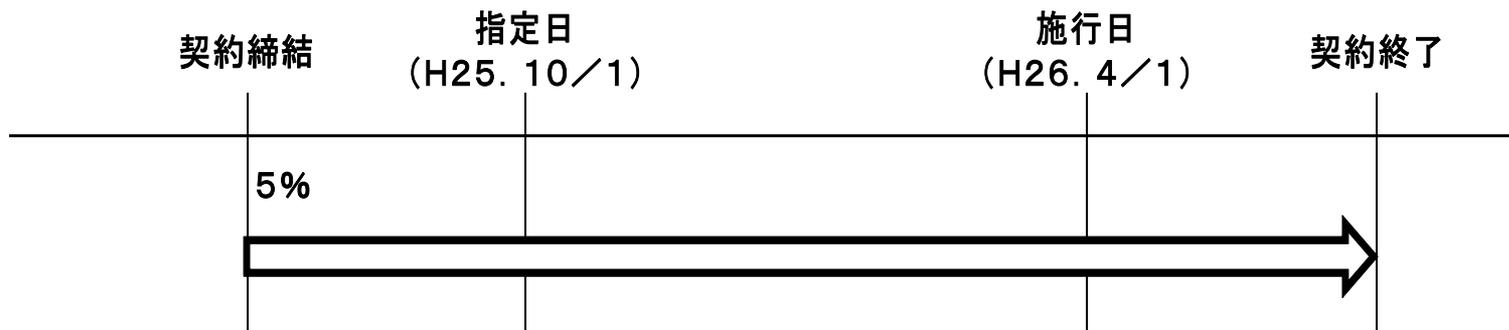


指定日以後に契約を締結し、かつ、引渡しが施行日以後となる場合は、対価の全額が新税率の8%となります。

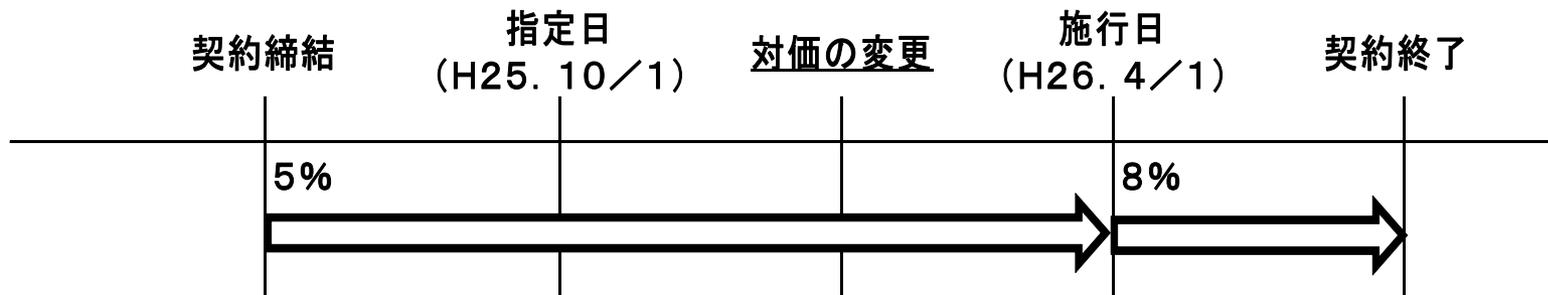
契約締結および引渡しの時期にご注意ください。

## 資産の貸付けに関する経過措置

貸付期間および対価の額が定められており、かつ、平成25年9月30日までに契約を締結、施行日より前に貸付を開始したものは、平成26年4月1日以後の貸付対価についても旧税率の5%を適用します。



ただし、指定日以後に対価の額を変更した場合には、経過措置の適用がないのでご注意ください。



詳しくは担当者にお尋ねください